

北海道議会の会派及び議員の政務活動費に関する条例

(平成13年3月30日条例第41号)
改正(平成14年6月28日条例第45号)
改正(平成18年3月31日条例第59号)
改正(平成20年10月14日条例第92号)
改正(平成21年3月31日条例第56号)
改正(平成21年7月10日条例第76号)
改正(平成23年7月19日条例第44号)
改正(平成24年3月30日条例第77号)
改正(平成24年12月28日条例第135号)
改正(平成25年3月29日条例第30号)
改正(平成26年3月28日条例第81号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、北海道議会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、北海道議会（以下「議会」という。）における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員に対する政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第2条 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等、道政の課題及び道民の意思を把握し、道政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、会派にあつては別表第1に、議員にあつては別表第2に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(政務活動費の交付対象)

第3条 政務活動費は、会派及び議員の職にある者に対し交付する。

(会派に係る政務活動費)

第4条 会派に係る政務活動費は、月額10万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額を会派に対し交付する。

2 前項の所属議員の数は、月の初日における各会派の所属議員数による。

3 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

4 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

(議員に係る政務活動費)

第5条 議員に係る政務活動費は、月額43万円を月の初日に在職する議員に対し交付する。

2 月の途中において議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

(会派の届出)

第6条 議員が会派を結成し、会派に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、代表者及び政務活動費経理責任者を定め、その代表者は、別に定める様式により、会派結成届を議長に提出しなければならない。

2 前項の規定により届け出た事項に異動が生じたときは、その代表者は、別に定める様式により、会派異動届を議長に提出しなければならない。

- 3 会派を解散したときは、その代表者は、別に定める様式により、会派解散届を議長に提出しなければならない。

(会派等の通知)

第7条 議長は、前条第1項の規定により会派結成届のあった会派及び政務活動費の交付を受ける議員について、毎年度4月3日までに、別に定める様式により、知事に通知しなければならない。

- 2 議長は、年度途中において、会派結成届、会派異動届若しくは会派解散届が提出されたとき、又は議員の異動が生じたときは、別に定める様式により、速やかに、知事に通知しなければならない。

(政務活動費の交付決定及び交付)

第8条 知事は、前条の規定による通知に係る会派及び議員について、政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知しなければならない。

- 2 知事は、毎月10日(その日が北海道の休日に関する条例(平成元年北海道条例第2号)第1条第1項に規定する休日であるときは、その前日)までに、当該月分の政務活動費を交付するものとする。

(収支報告書等)

第9条 会派の代表者及び議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を、会派の代表者にあつては別記第1号様式により、議員にあつては別記第2号様式により、それぞれ年度終了日の翌日から起算して30日以内に、議長に提出しなければならない。

- 2 会派の代表者は、会派が消滅した場合には、前項の規定にかかわらず、当該会派が消滅した日の属する月までの収支報告書を、別記第1号様式により、消滅した日の翌日から起算して30日以内に、議長に提出しなければならない。
- 3 議員は、任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、第1項の規定にかかわらず、議員でなくなった日の属する月までの収支報告書を、別記第2号様式により、議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に、議長に提出しなければならない。
- 4 会派の代表者及び議員は、前3項の規定により収支報告書を提出する場合は、すべての支出について、領収書その他の支出の事実を証する書類の写し(以下「領収書等の写し」という。)を添付しなければならない。

(議長の調査)

第10条 議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、前条の規定により提出された収支報告書及び領収書等の写し(以下「収支報告書等」という。)に関し、必要な調査を行うものとする。

- 2 議長は、前項の調査の遂行を補佐させるため、議長が指名する3名以内の学識経験を有する者をもって構成する北海道議会政務活動費調査等協議会(以下「協議会」という。)を置く。
- 3 議長は、収支報告書等に関し、協議会に必要な調査等を行わせることができる。
- 4 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、議長が定める。

(政務活動費の返納)

第11条 会派の代表者又は議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派又は議員がその年度において行った政務活動費による支出(第2条に規定する政務活動費を充てることのできる経費の範囲に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返納しなければならない。

(収支報告書等の保存及び閲覧)

第12条 収支報告書等は、これを受理した議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書等の閲覧を請求することができる。
- 3 議長は、前項の規定による請求があつたときは、収支報告書等に記載されている情報のうち、北海道議会情報公開条例(平成11年北海道条例第18号)第9条の非開示情

報を除き、閲覧に供するものとする。

(透明性の確保)

第13条 議長は、政務活動費の使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 議員に係る政務活動費の月額、北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する条例の一部を改正する条例（平成24年北海道条例第135号）の施行の日から平成27年4月29日までの間に限り、第5条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額から5万円を減じた額とする。

附 則（平成14年6月28日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第59号）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費に係る収支報告書等の提出及び閲覧について適用し、同日前に交付した政務調査費に係る収支報告書の提出及び閲覧については、なお従前の例による。

附 則（平成20年10月14日条例第92号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日条例第56号）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付する政務調査費に係る領収書その他の支出の事実を証する書類の写し（以下「領収書等の写し」という。）の提出について適用し、施行日前に交付した政務調査費に係る領収書等の写しの提出については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日から平成22年3月31日までの間に交付する政務調査費に係る領収書等の写しの提出については、新条例第9条第4項中「すべての支出」とあるのは、「1件1万円以上のすべての支出」として、同項の規定を適用する。

附 則（平成21年7月10日条例第76号）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成23年7月19日条例第44号）

この条例は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第77号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月28日条例第135号）

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において議長が定める日から施行する。
- 2 この条例による改正後の北海道議会の会派及び議員の政務活動費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第8条第1項の規定により知事が行う交付の決定に係る政務活動費から適用し、施行日前にこの条例による改正前の北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する条例（以下「旧条例」という。）第7条第1項の規定により知事が行った交付の決定に係る政務調査費については、なお従前の例による。この場合において、旧条例第10条第2項中「北海道議会政務調査費調査等協議会」とあるのは、「北海道議会政務活動費調査等協議会」とする。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第5条第1項から第3項までの規定により提出されている届出は、それぞれ施行日に新条例第6条第1項から第3項までの規定により提出された届出とみなす。

附 則（平成25年3月29日条例第30号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第81号）
この条例は、公布の日から施行する。

別記第1号様式（第9条第1項、第2項関係）

年度政務活動費収支報告書

年 月 日

北海道議会議長 様

会 派 名

代表者名 ㊦

年度政務活動費に係る収支報告について

北海道議会の会派及び議員の政務活動費に関する条例第9条第1項（第2項）に基づき、次のとおり 年度政務活動費の収支を報告します。

1 収 入

政務活動費

2 支 出

（単位：円）

経 費	支 出 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 聴 広 報 費		
要 請 陳 情 等 活 動 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
事 務 費		
人 件 費		
合 計		

3 残 余

注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

（日本工業規格 A 4）

別記第2号様式（第9条第1項、第3項関係）

年度政務活動費収支報告書

年 月 日

北海道議会議長 様

氏 名 ㊟

年度政務活動費に係る収支報告について

北海道議会の会派及び議員の政務活動費に関する条例第9条第1項（第3項）に基づき、次のとおり 年度政務活動費の収支を報告します。

1 収 入

政務活動費

2 支 出

（単位：円）

経 費	支 出 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 聴 広 報 費		
要 請 陳 情 等 活 動 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
事 務 所 費		
事 務 費		
人 件 費		
合 計		

3 残 余

注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

(日本工業規格A4)

別表第1（第2条関係）

会派に係る政務活動に要する経費

経 費	内 容
調 査 研 究 費	会派（所属議員を含む。以下同じ。）が行う道の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研 修 費	1 会派が行う研修会、講演会等（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
広 聴 広 報 費	会派が行う道政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会 議 費	1 会派が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資 料 作 成 費	会派が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費
資 料 購 入 費	会派が行う活動のために必要な図書・資料等の購入、利用等に要する経費
事 務 費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人 件 費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

別表第2（第2条関係）

議員に係る政務活動に要する経費

経 費	内 容
調 査 研 究 費	議員が行う道の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研 修 費	1 議員が行う研修会、講演会等（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費
広 聴 広 報 費	議員が行う道政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会 議 費	1 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資 料 作 成 費	議員が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費
資 料 購 入 費	議員が行う活動のために必要な図書・資料等の購入、利用等に要する経費
事 務 所 費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事 務 費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人 件 費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費